

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ホームステイの謝礼金に税金は？

Q：私は、財団法人世界青少年交流協会が招へいした外国の青少年をホームステイさせるために、私の家に10日間程滞在させました。これに伴い同協会から謝礼金として1人1泊当たり5千円が支給されましたが、この謝礼金について税金がかかるのでしょうか。

A：謝礼金は課税しないこととして取り扱われています。

【解説】

国際友好親善を促進することを目的として各種の業務を実施している国際交流基金では、その業務の一つとして適切な人物を海外から招へいするとともに、招へいした外国人がホームステイを行う場合には、日本の家庭が積極的に受け入れてくれるよう2泊3日以上滞在させた受入家庭に対して謝礼金を支給することにしています。

この謝礼金は、受入家庭の負担する食事代、その他の諸経費の一部に充てるため1人1泊5千円（1家庭当たり1人が年間3カ月滞在する場合の額を限度とします。）を限度とし、財団法人世界青少年交流協会などのホームステイの実施機関を通じて支払うことになっています。

ご質問の謝礼金についての取り扱いですが、謝礼金は、受入家庭の善意によって負担する諸経費の実費弁償的性格を有していること、1家庭当たり1人が年間3カ月滞在する場合の額を限度としているため支給額が多額にならないことから、あえて課税しないこととしています。

